

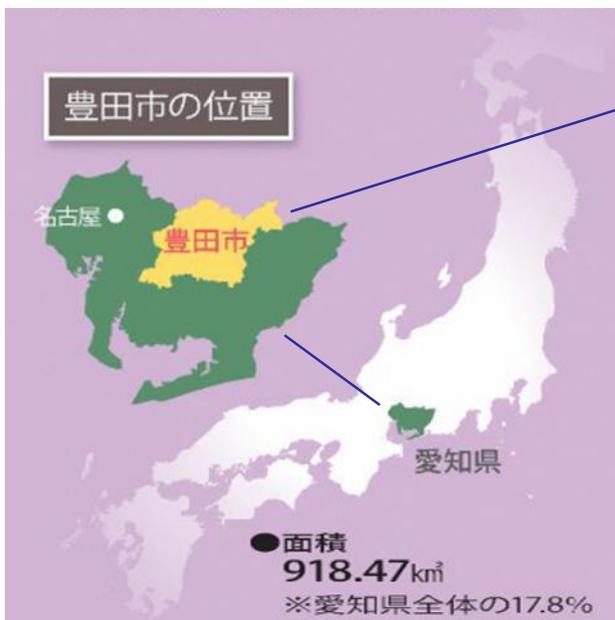
令和3年12月20日
「地域共生社会取組促進研修会」

豊田市における重層的支援体制整備事業について

～誰ひとり取り残さない支援体制の整備と課題について～

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

日本の縮図と呼ばれる都市構造



中山間部（市域面積の70%）
人口：約3.9万人（10%）

「自然が溢れるまち」



都市近郊部（市域面積の30%）
人口：約38.1万人（90%）

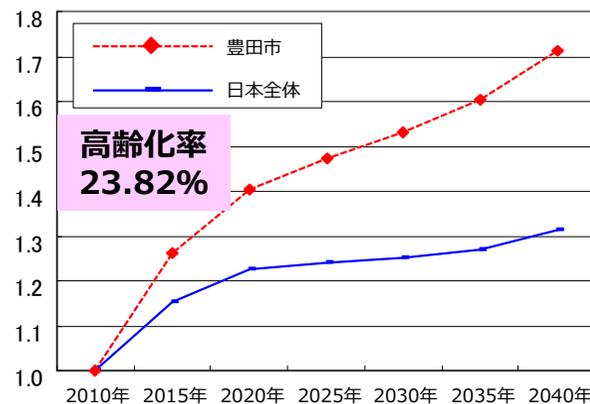
「クルマのまち・ものづくりのまち」



急激に高齢化する人口構造



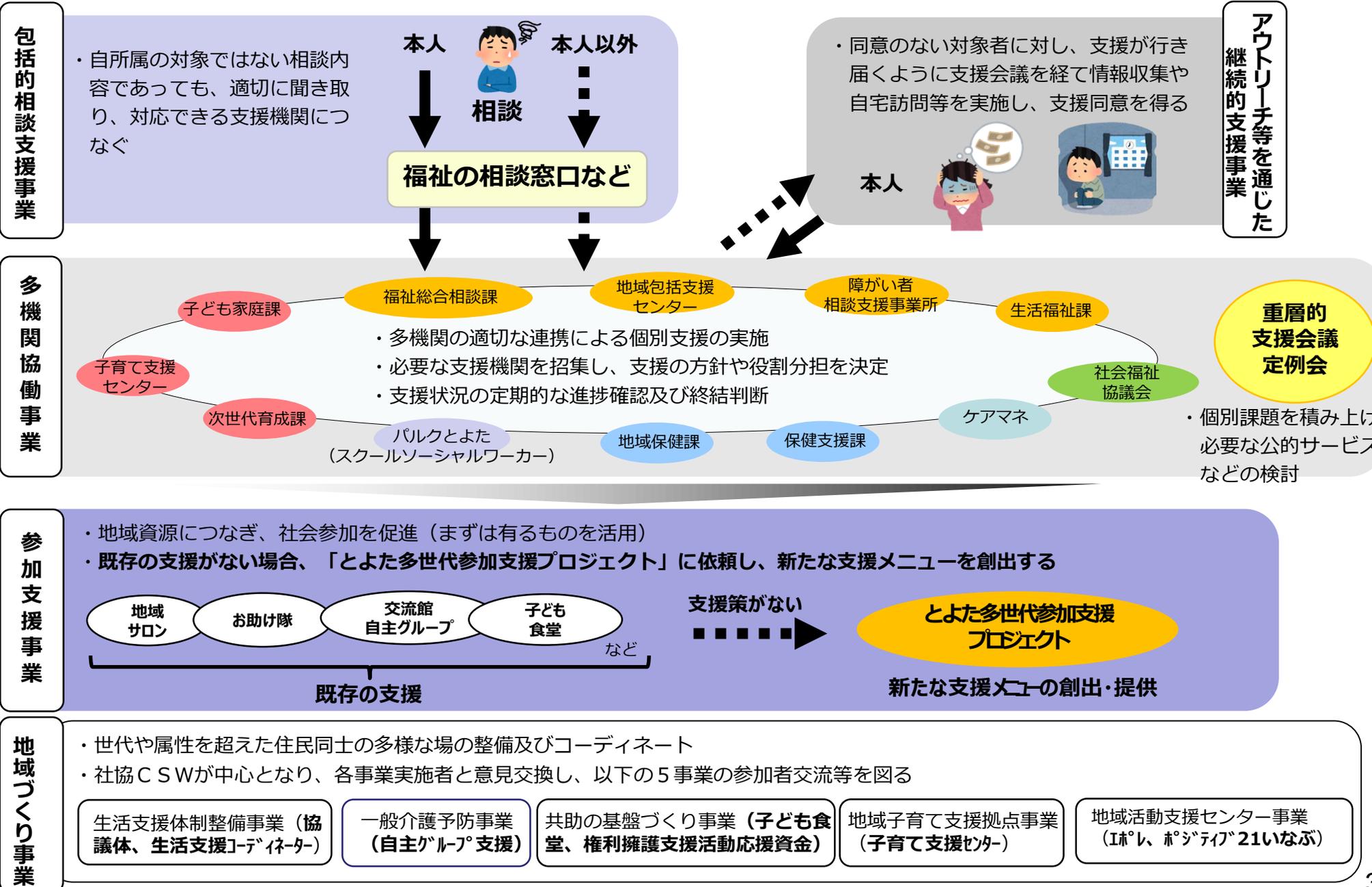
65歳以上高齢者の人口の推移（2010年を1.0とする）



SDGs未来都市



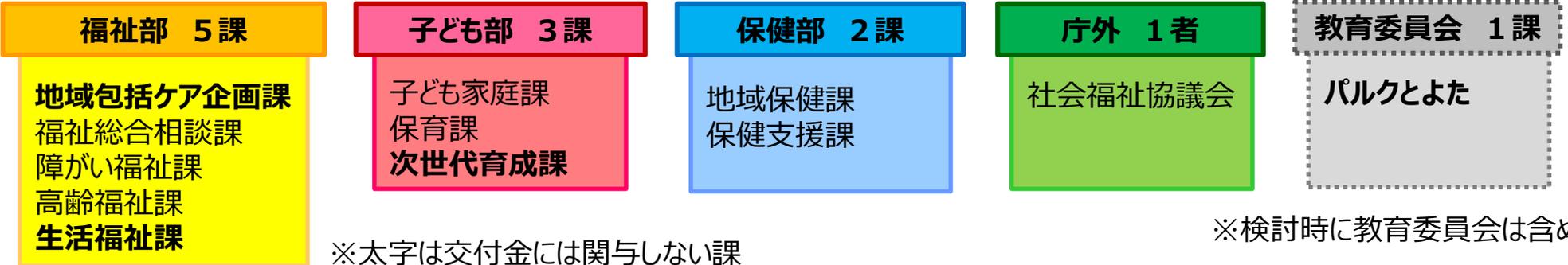
豊田市の重層的支援体制整備事業の基本的な流れ



■ 関係部局との調整について

- 令和2年5月～
 - ・ 重層事業で関わりそうな関係機関の洗い出し
 - ・ 既存体制の活用を前提にした体制整備の検討
- 令和2年8月～
 - ・ 関係機関を集めた重層的支援体制整備事業の制度説明及び豊田市の体制案について提示
 - ・ 市長、副市長説明の実施
- 以降～
 - ・ 1～2か月毎に関係機関を招集して情報共有及び細部の確認

「福祉総合相談課」がベース作成、関係機関へ提示⇒合意



重層事業交付金に関与しないが、個別支援に関与する課を当初から巻き込んで議論

■ 支援関係機関との連携について

○原則、これまでの支援体制を活用する点から、新たに支援関係機関に指示したのは以下の4点のみ。

①本人以外からの相談に対する対応の変更【包括的相談支援事業・アウトリーチ事業】

従前：「本人を連れて来ないと支援が進まないの、本人を連れてきてください。」

今後：「支援会議を実施し、関係機関を本人にたどり着くために様々な手段を検討し、アウトリーチを実施する。」

②多機関協働事業者の拡大による各課主体の支援の実施【多機関協働事業】

従前：R2年度まで多機関協働事業者は福祉総合相談課と社協の2者。

今後：皆さん全員（10者）が多機関協働事業者です。福祉総合相談課と社協に投げないで。

③制度の狭間に対応するために、定例会を設置【多機関協働事業】

従前：個別ケースのための多機関との情報共有の場はある。

今後：施策として必要な支援などを本音で検討する場を設置します。

④インフォーマルサービスの活用による個別支援の推進【多機関協働事業・参加支援事業】

従前：公的サービスを駆使して支援プラン策定。使えなければ諦める（我慢）。

今後：必要な公的サービスとインフォーマルサービスをセットで支援プランを策定。
使える支援がなければ民間の力を借りて作りましょう。

現在の支援体制において、何ができていて、何ができていないのかを把握すること

■ 検討時及び現在の課題で解決したもの

○困りごとを抱えた相談者への支援機関のアプローチ方法の差

- ・福祉総合相談課では、電話相談の場合で他課へつなぐ際に、「A課が対応所管ですので、A課へ電話してください。」という対応はせず、「A課から電話しましょうか」というスタイル。
- ・しかし、そのA課に電話するよう依頼すると、「今後、そういう返答はやめてくれ」とのこと。

A課の立場も分かるが、相談した市民からすると「たらい回し」では？

【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・A課の管理職に相談し、包括的相談支援で担当課につなぐこと、たらい回しを防ぐ（市民満足の向上）ためにそういった対応に協力していただくよう依頼。
- ・A課だけではなく、他課も同様の可能性があることから、重層的支援会議定例会にて他課にも依頼していく予定。

○民生委員への周知と協力

- ・豊田市では、民生委員は住民の身近な相談先であり総合相談窓口であると位置付けており、その民生委員に仕組みや体制、役割の理解をしてもらう必要がある。
- ・しかし、専門機関ではないため、行政向けの説明では理解が難しい。

民生委員は包括的相談支援、アウトリーチ、多機関協働などのキーマン

【福祉総合相談課が取った対応策】

- ・3月の会長会にて、28全ての地区協で研修実施を依頼し、28回分の説明を丁寧に実施。
- ・新しく何かやってくれという依頼ではなく、現在の民生委員の活動が重層事業のどこに当てはまるのかを示し、重要な活動であることを再確認。

■ 検討時及び現在の課題で解決していないもの

○制度の狭間などの対応が必要な困りごとに対する新規支援の事業化（制度化）

- ・例えば8050問題のような「引きこもり無職」に対する制度設計などが未着手。
- ・Aさん、Bさん、Cさんといったオリジナルな支援での対応には限界がある。

重層的支援会議定例会の濃度を高めていく必要がある

○各課の「のりしろ」の伸び不足

- ・複雑化、複合化した難しい支援を連携して支援していこうという意識の種まきはできたが、実際の支援において今までと変わらない支援内容、支援の幅に着地しており、「もう1歩踏み出した」支援機関の動きが少ない。

重層事業に関連する研修等に、中心課以外の支援機関も参加する必要がある

○「地域づくり事業」の多世代化

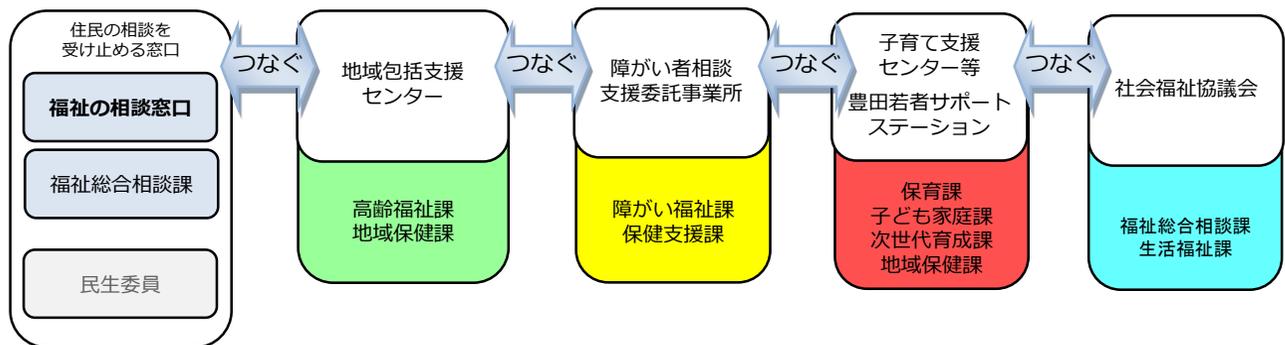
- ・各法に基づいて実施されており土台が固まってしまっているため、各事業所管課へのアプローチや各事業所管課が積極的に検討して具体化する動きがない。
- ・福祉総合相談課が社会福祉協議会のCSWと一緒に検討しており、事業所管課が主体で検討できていない。

地域づくり事業に該当する事業が「地域づくり」という認識を高める必要がある

令和4年度は、新しいことよりも重層体制の浸透を最優先にして実施予定

基本事項

- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- 支援機関のネットワークで対応する
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

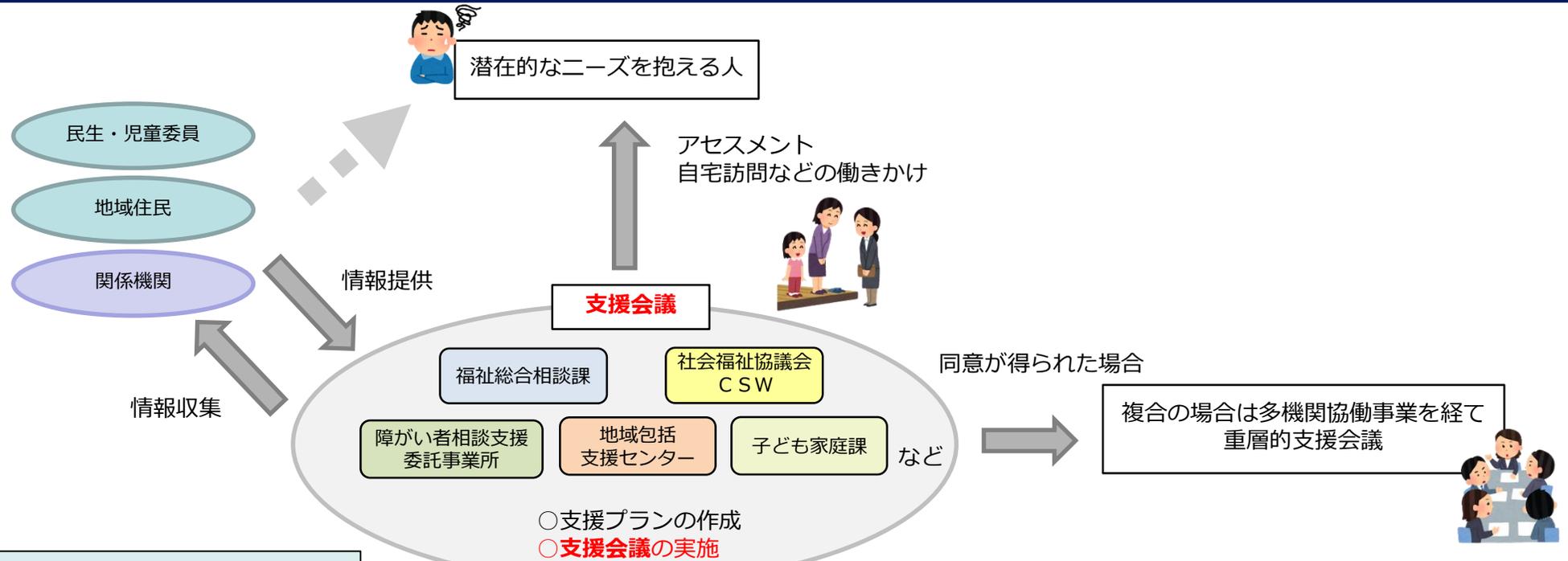

対応方針【既存】

- 相談を担う業務（地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、子ども家庭課、子育て支援センター等、社会福祉協議会等）について、これまで同様に、**主たる支援対象者以外からの相談であっても、しっかり受け止め、適切に支援機関へつなぐ。**
- 主たる支援対象者以外の相談も受け止め、適切に支援機関へつなぐため、自身の属する分野以外の支援についても広く学ぶ機会を創出する。

「この相談内容はうちじゃない」という対応は厳禁になりました。

基本事項

- 支援を必要とする人を早期に発見するために、関係機関とのネットワークから相談者を発見する
- 支援を必要とする人に支援を届けるために、自宅訪問などの支援を行う（本人との関係づくり）



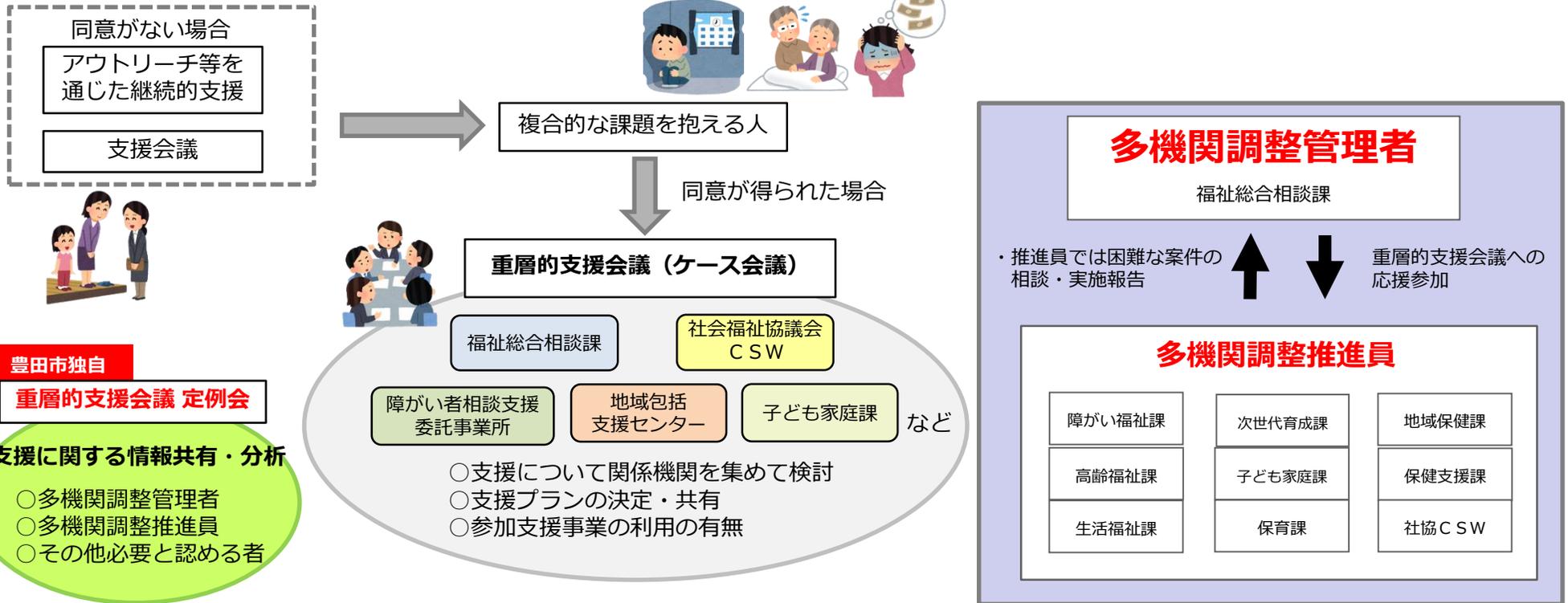
対応方針【一部新規】

- 関係機関や地域から情報が入った場合、支援機関は情報収集及びアセスメントを実施し、対象者を訪問するなど受け身ではなく、アウトリーチによる積極的な行動を取る。
- 特に、高齢者は地域包括支援センター、障がい者は障がい者相談支援事業所、子どもは子ども家庭課、生活困窮は社協CSW、全体のフォローを福祉総合相談課というように対象別で主体となるアウトリーチ機能を持つ機関を確保する。

「本人が相談に来ないとムリ」は厳禁になりました。

基本事項

- 複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担や支援の方向性を整理する役割
- 重層的支援体制推進事業の中核を担う事業



豊田市独自
重層的支援会議 定例会

支援に関する情報共有・分析

- 多機関調整管理者
- 多機関調整推進員
- その他必要と認める者

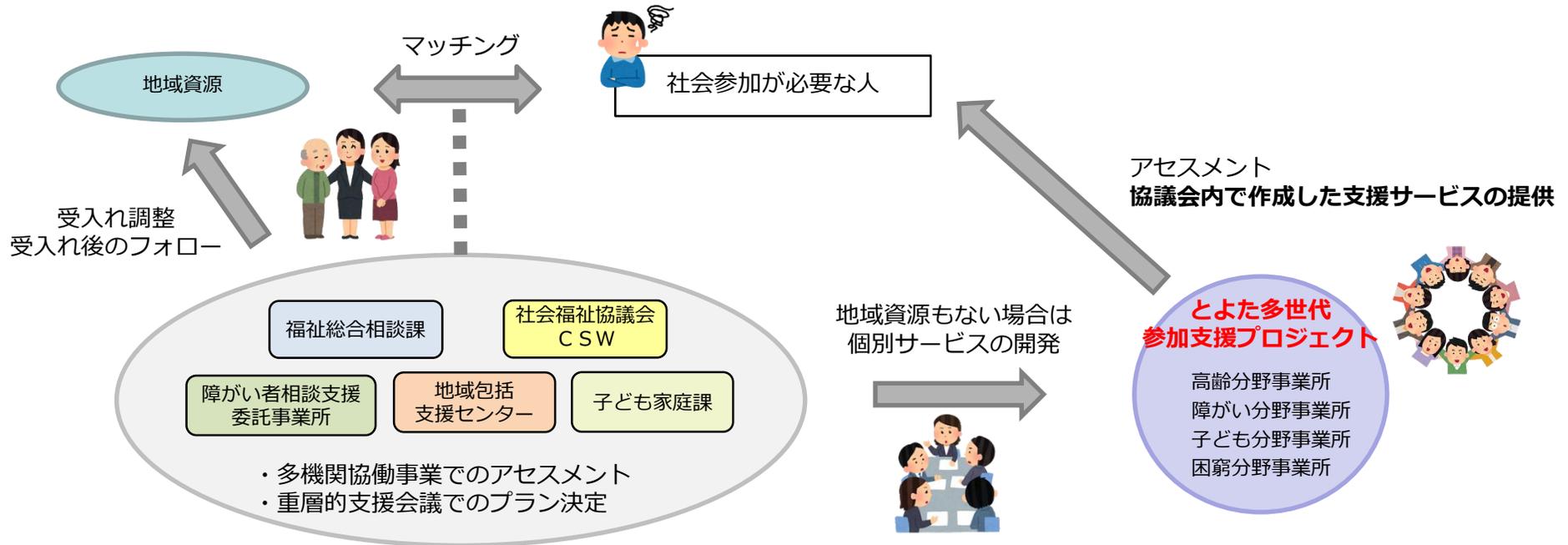
対応方針【一部新規】

- 高齢福祉課、障がい福祉課、生活福祉課、次世代育成課、子ども家庭課、保育課、地域保健課、保健支援課の計10者に拡大し、それぞれが支援機関を巻き込んだ支援を実施できるよう進化する。
- 福祉総合相談課を多機関調整管理者とし、その他を多機関調整推進員と位置付け、多機関協働事業者の相談先やとりまとめを福祉総合相談課とする。

支援主体は従来どおり、支援主体だけでは対応できない部分を他機関がフォロー

基本事項

- 既存事業では対応できないニーズに対応するため、本人のニーズと地域資源との調整を行い、多様な社会参加を促進
- 本人に対する定着支援と受け入れ先への支援（フォローアップ）



対応方針【一部新規】

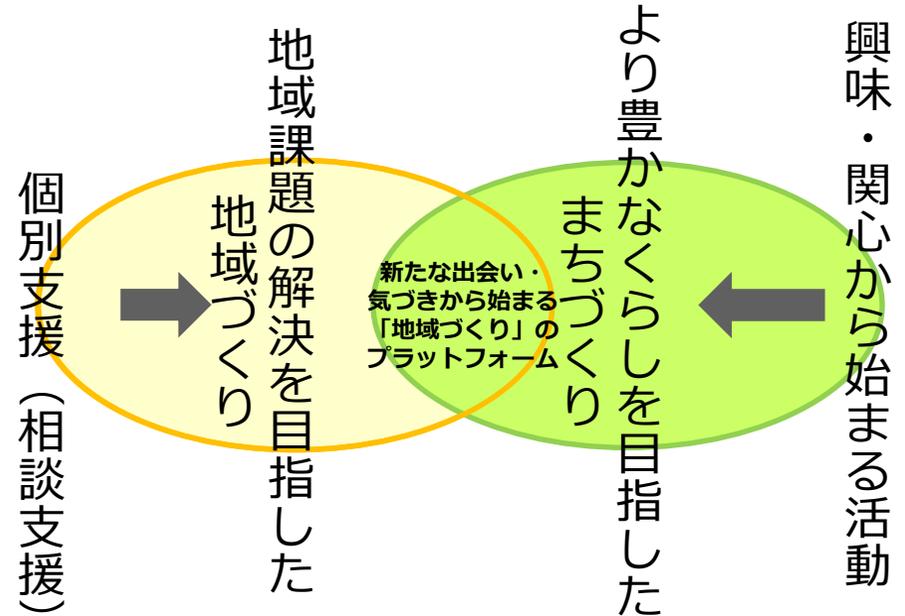
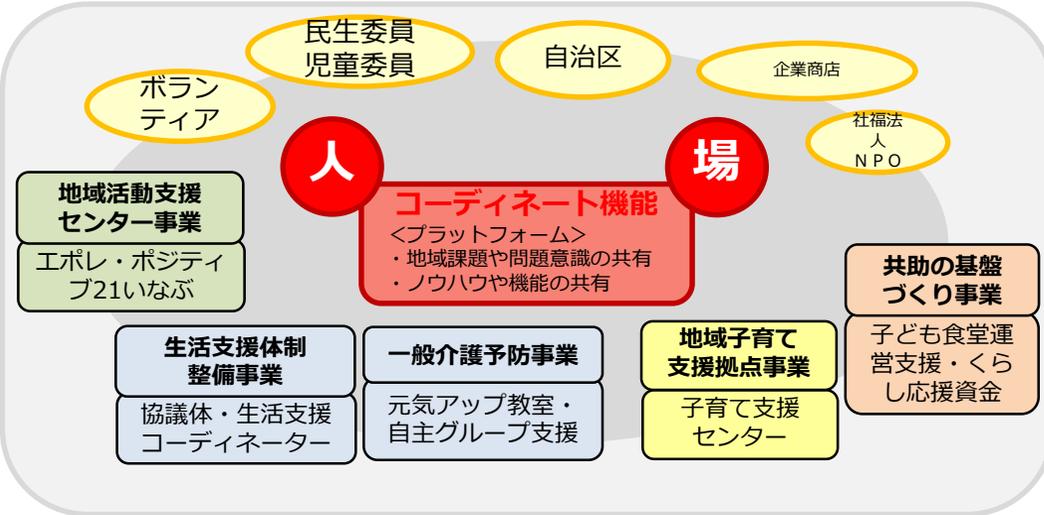
- 社会参加につなげたいが、既存事業では対応できない支援において、本人のニーズと地域資源とのマッチングを図り、参加できる場所を確保するとともに、受け入れ先のフォローアップを実施する。
- 公的サービスやつなげる地域資源がない場合、新たに立ち上がる「とよた多世代参加支援プロジェクト」に支援を依頼し、個々のニーズに対応する支援開発を実施する。【**豊田市の重層的支援体制推進事業の最重要ポイント**】

介護保険や障がい者サービスといった公的サービスだけに頼らない。

重層的支援体制推進事業における「地域づくり事業」

基本事項

- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。【多様な「場」づくり】
- 「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。【つなぎ・コーディネート機能】
- 5事業（介護2つ、障がい、子ども、困窮）を全て実施することが規定されている。



対応方針【一部新規】

- 既存事業については、継続して事業実施していく。
- 社協CSWを主導に、各事業実施者の困りごと解消や事業改善などを図り、各事業の一体化を目指す。**
- 参加支援事業で結び付けることができる地域資源のひとつとなるよう地域力の育成を意識する。

「対象を限定する」地域づくりから「全世代化」の地域づくりに趣向を変える。